

高圧ガス保安法令の改正情報

令和7（2025）年3月



高圧ガス保安法令の改正情報



◆ 高圧ガス保安法令の改正一覧（令和6年度分）

項目		措置日
1	○充填容器等の転落、転倒等を防止する措置に係る明確化について 他	R6.4.2公布 R6.4.2施行
2	○在宅酸素療法における液化酸素の移充填について 他	R6.4.26公布 R6.4.26施行
3	○国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器における充填可能期限の延長等	R6.6.14公布 R6.6.15施行
4	○液石法で許可を受けた新型バルクローリーで新規に高圧法の製造許可を受ける場合の手数料について	R6.2.29公布 R6.4.1施行

高圧ガス保安法令の改正情報



◆ 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置に係る明確化について 他

対象法令等	○一般則例示基準 ○液石則例示基準 ○コンビ則例示基準 ○冷凍則例示基準 ○特定則例示基準 ○運用解釈（内規）
概要	・車両に充填容器等を積載して高圧ガスを移動させる場合の転落、転倒等を防止するための措置について、内容の明確化及び充足化が図られたもの。車両と容器との固定方法や大小の充填容器等を混載する際に、車両の急停止に小型容器が抜けて飛び出すことへの注意等がより明確に例示された。 ・その他、以下の改正が併せて行われた。 （１）負圧を防止する措置に係る明確化 （２）エアゾールの製造における防火上有効な措置及び容器の漏えい確認方法 （３）燃焼を防止するための措置に係る業界自主基準の改定反映 （４）冷媒設備に用いる材料の追加 （５）第二種特定設備の適用対象の対象の制限の見直し （６）運用・解釈の明確化等

【参考】 経済産業省HP

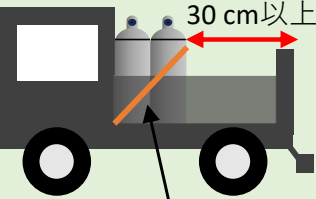
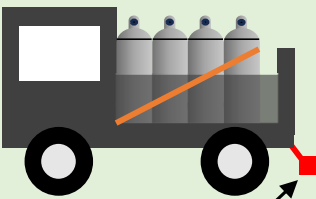
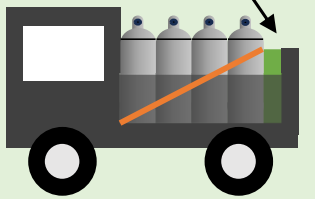
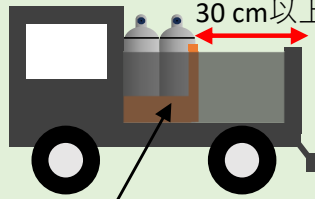
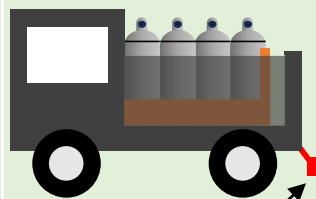
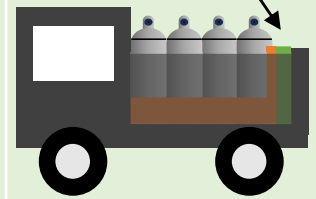
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240402_kouatsu_1.html

高圧ガス保安法令の改正情報



◆ 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置に係る例示

充填容器等は、前寄せ又は荷ずれを防止する措置を講じ、整然かつ緊密に積み付けるとともに、以下のイ.～へ.のいずれかの措置を講ずる

イ.	ロ.	ハ.	ニ.	ホ.	ヘ.
ロープ、ワイヤロープ、ベルトラッシングの荷締機、ネット等で充填容器等を確実に車両の荷台に固縛する			車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上であって、充填容器等を確実に車両の荷台に固定する		
充填容器等の後面と車両の後バンパ（後バンパがない場合は車両後面）の距離が30cm以上  容器はロープ等で固定	車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したもの）を設ける  規定のバンパ	充填容器等の後面と車両後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材を設ける 規定の緩衝材（タイヤ、毛布等） 	充填容器等の後面と車両の後バンパ（後バンパがない場合は車両後面）の距離が30cm以上  ・側板は容器の2/3以上の高さ ・容器は木枠等で荷台に固定	車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したもの）を設ける  規定のバンパ	充填容器等の後面と車両後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材を設ける 規定の緩衝材（タイヤ、毛布等） 

高圧ガス保安法令の改正情報



◆ 在宅酸素療法における液化酸素の移充填について 他

対象法令等

○一般則 ○コンビ則 ○運用解釈（内規）

概要

・在宅酸素療法において患者等が行う、酸素吸入する液化酸素を親容器から子容器へ移充填する行為について、医療法令に基づき保安の確保が図られていることを踏まえ、法第13条が適用される高圧ガスの製造として扱う旨が運用解釈において明記されるように改正がされた。これを受けて、医療法で定める基準に適合する者による点検・指導を受けて実施されるものについては、その他製造に該当するものとなり、製造事業届は不要となった。

・その他、以下の改正が併せて行われた。

（1）防火設備の不要化

一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項及びコンビナート等保安規則第7条の3第1項を適用する製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設について、一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項及びコンビナート等保安規則第7条の3第2項の技術基準を適用又は準用し、追加して措置を講じることが前提に、防火設備の設置を要しないとすることが明記された。

【参考】 経済産業省HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240426_kouatsu_1.html

高圧ガス保安法令の改正情報



◆ 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器における充填可能期限の延長等

対象法令等	○容器則 ○国際容器則 ○一般則 ○コンビ則 ○容器則細目告示 ○国際容器則細目告示 ○容器則例示基準 ○国際容器則例示基準 ○運用解釈（内規）
概要	・ 自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、水素燃料電池自動車の世界技術規則第13号（GTR13）及び水素燃料電池自動車の相互承認のための協定規則第134号（UNR134）の改正が合意されたことを受けて、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器について、充填可能期限の延長等、容器保安規則等の一部を変更するもの。

【参考】 経済産業省HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240614_koatsu_1.html

高圧ガス保安法令の改正情報



◆ 液石法で許可を受けた新型バルクローリーで新規に高圧法の製造許可を受ける場合の手数料について

対象法令等	○手数料標準令
概要	・ 令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正が行われ、液石法で許可を受けている新型バルクローリーを使用して、高圧法における高圧ガスの製造を行う場合、新規に高圧法で第一種製造事業所として許可を受ける際の手数料が、処理能力と関係なく一律に6,000円となるもの。 ・ これを受けて、栃木県手数料条例においても手数料を改定済み。

【参考】経済産業省HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/02/20240229_01.html

※バルクローリーの取扱いに関して、いくつかの考え方が示されましたが、県で方針を定めていますので、上記の他に具体的な事例が生じた場合は、個別にご相談ください。

ご視聴ありがとうございました。

今後とも「法令の遵守」及び「保安の確保」にご協力をお願いいたします。

～ 各種申請・届出様式は、栃木県HPからダウンロードできます～

栃木県 TOCHIGI PREFECTURAL GOVERNMENT

閲覧補助 Foreign Language (がいこくじんのみなさんへ)

Google カスタム検索 検索

重要なお知らせ 防災・災害情報 医療情報 組織から探す

防災・安全 | 暮らし・環境 | 子育て・福祉・医療 | 教育・文化 | 社会基盤 | 産業・しごと | 県政情報

ホーム > 産業・しごと > 商工業・企業立地 > 産業施策 > 高圧ガス／LPガス

シェア ツイート 更新日：2021年2月26日

高圧ガス／LPガス

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（高圧ガス保安法・液化石油ガス法）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備を行う必要があります。

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法では、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、次のとおり保安検査の期間延長等の措置を行っています。詳細はリンク先（経済産業省ホームページ）を御覧ください。

- 石油化学コンビナート等の大容量の高圧ガス製造設備について、施設によって定められた期間以内に行わなければならない保安検査の期間延長（令和2年4月10日から同年9月30日までに期間が終了する者について4ヶ月間）等（外部サイトへリンク）。（高圧ガス保安法）
- 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（外部サイトへリンク）。（液化石油ガス法）

産業施策

- とちぎ産業成長戦略
～価値を創造し、躍進する“とちぎの産業”～
- 小規模事業者支援法に
基づく「事業継続力強化支援計画」について
- 高圧ガス／LPガス
 - 栃木県中小企業振興審議会
 - 中小企業向け制度融資の御案内＜栃木県制度融資＞
 - 企業したい・取り扱いたい

栃木県庁 高圧ガス

検索

【QRコード】

栃木県高圧ガスHPトップ



様式ダウンロード

